

太陽光発電・蓄電設備（FIT売電不可） 自己チェックリスト

	要件	添付書類
太陽光	本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。	<input type="checkbox"/>
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。	<input type="checkbox"/> 電力需給契約確認書 or 系統連系承諾書
	電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。	<input type="checkbox"/> 電力需給契約確認書 or 系統連系承諾書
	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。	<input type="checkbox"/>
	需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上とすること。	<input type="checkbox"/> 電力消費計画書
蓄電池	本補助金により導入する設備の付帯設備であること。	<input type="checkbox"/> (太陽光の)工事請負契約書 or 売買契約書
	原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。	<input type="checkbox"/>
	停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。	<input type="checkbox"/>
	14.1 万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の蓄電システムであること。	<input type="checkbox"/> 工事請負(売買)契約書 ※内訳のわかるもの
	蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。	<input type="checkbox"/> 工事請負(売買)契約書 ※内訳のわかるもの
	性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。	<input type="checkbox"/> 写真
	蓄電池部安全基準 JIS C 8715-2 の規格を満足すること。	<input type="checkbox"/> カタログ
	蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。 ※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。	<input type="checkbox"/> カタログ
	震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。	<input type="checkbox"/> カタログ
	保証期間 メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。	<input type="checkbox"/> 保証書
その他	法定耐用年数を経過するまでの間、J-クレジット制度への登録を行わないこと。	<input type="checkbox"/>
	国が交付する他の補助金の交付を受けていないこと。	<input type="checkbox"/>